

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年 6月 22日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 松尾電機株式会社 代表取締役社長 常俊 清治			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	93 台	3 台	5 台	94 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	71 台	0 台	1 台	73 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	89.8	キログラム	9.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.2	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・工場にある第一種特定製品のリストを基に、簡易点検表、専門点検表、整備記録簿を作成し随時更新して適切に管理している。 ・第一種特定製品だけでなく工場内で使用する家庭用エアコンや家庭用除湿機などについても整備時には「設備機器事前確認書」によりフロンの適切な処理及び報告がされ管理されている。			
	廃棄時	・第一種特定製品、家庭用エアコン等を廃棄するときは「設備機器事前確認書」によりフロンの適切な処理及び報告がされ管理されている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・管理部門が3月頃より室外機周辺に除草剤を散布し雑草が室外機に絡まないようにした。 ・異音や効きめ等の使用状況に変化があった場合は、管理部門が第一種フロン類充填回収業者に連絡し調査、処置を受けフロン回収（充填）証明書を受け取った。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時には行程管理票を発行し第一種フロン類充填回収業者から引取証明書を受け取りフロンが回収されたことを確認した後に機器を廃棄した。 ・家庭用エアコンや除湿機の廃棄時には第一種フロン類充填回収業者によるフロン回収を行い回収量を確認した後に廃棄した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。